

一般社団法人富山県建設業協会  
会長 竹内 茂 殿

富山県生活環境文化部長  
( 公 印 省 略 )

無害化処理認定施設等の処理対象となるポリ塩化ビフェニル廃棄物の拡大に係る  
関係法令等の改正について (通知)

本県の環境行政の推進につきまして、平素より格別のご協力を賜り厚くお礼申しあげま  
す。

さて、このことについて、環境省から別添写しのとおり通知がありましたので、お知ら  
せします。

つきましては、貴会員に対し周知くださるようお願いいたします。

(概要)

○ 無害化処理認定制度の対象となる PCB 廃棄物の追加

橋梁等の塗膜、感圧複写紙、汚泥をはじめとする可燃性の汚染物等について、PCB 濃  
度が 5,000mg/kg を超え 100,000mg/kg 以下のものを無害化処理認定制度の対象に追加  
した。

これにより、PCB 濃度が 5,000mg/kg を超え 100,000mg/kg 以下の可燃性の汚染物等  
については低濃度 PCB 廃棄物として、無害化処理認定施設 (民間事業者) において処理  
(処分期間: 令和 9 年 3 月 31 日まで) することとなる。

なお、100,000mg/kg を超えるものについては、これまで通り中間貯蔵・環境安全事  
業株式会社 (JESCO) で処理 (処理期間: 令和 5 年 3 月まで) することとされている。

※詳細は下記環境省のホームページでご確認ください。

<http://www.env.go.jp/press/107555.html>

[事務担当]

環境政策課廃棄物対策班 早坂

TEL:076-444-9618 (直通)

FAX:076-444-3480

E-mail: hideaki.hayasaka@pref.toyama.lg.jp